

鏡石町復興推進計画

平成27年12月25日
福島県鏡石町

1. 計画の区域

鏡石町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらした。特に本町においては、県内内陸部でも最大の震度6強を観測し、町内全域において家屋の倒壊や破損、農業用水路や上下水道、道路の損壊等その被害は極めて甚大なものとなった。

また、原子力発電所の事故による工業製品の出荷量の減少が影響し、その物的被害額は商工業を中心に約55億円にも上り、雇用者数も震災前に比べて約2割も減少するなど、町内の地域経済に甚大な影響を及ぼした。

このような中で、本町経済の迅速な復興を図るため、本町の中核的産業を担い得る企業の設備投資を支援することで、立地企業の競争力強化を促進し、町民生活の安定と地域経済の活性化を図るとともに新たな雇用機会を創出することを本計画の目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町の産業、地域資源等の優位性を活かした経済活力再生を図り、安定した雇用の確保を促進するため、本町の中核的産業である業務用機械機器製造業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本町に立地する株式会社石川製作所（以下「対象企業」という。）が、諏訪町地区において、事務所及び工場施設の新設等を行うために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町の業務用機械器具製造業は、町内の製造業における従業者数で第3位の地位を占める中核的な産業である。

また、今回利子補給の対象となる事業は、業務用機械器具製造業の従業者数においては約38%を占める対象企業が実施するものである。

したがって、本事業の地域における経済効果や雇用効果は大きく、目標に掲げた「立地企業の競争力強化を促進し、町民生活の安定と地域経済の活性化を図るとともに新

たな雇用機会を創出する」ことを達成するために、必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関

株式会社東邦銀行、須賀川信用金庫、株式会社福島銀行、株式会社常陽銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本事業を実施する対象企業は、本町の業務用機械機器製造業の従業員数でトップを占めており、医療用機械器具を中心とした各種精密部品の製造において地域産業の牽引的役割を果たしている。

このため、当該計画の実施により、対象企業の生産能力が増大することによって、3名の新規雇用者を予定しており、安定した雇用の確保及び関連する地域産業の活性化に結びつくものであり、これらの効果は、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生が期待できる。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、本町、福島県、鏡石町商工会、株式会社東邦銀行、須賀川信用金庫、株式会社福島銀行、株式会社常陽銀行、対象企業を構成員とする鏡石町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。